

伝統的な詩物語のいかなるシンボリズムと組み合わせられて何を示そうとしているのか。

『マドゥマーラティー』が、王女マドゥマーラティーの頭の先から爪先までの理想的な美しさを描写するインドの恋愛物語詩の典型的な手法や、王子マノーハルとの別離の苦しみを十二カ月の自然の移ろいに合わせて描く手法を用いるところはヒンディー・カーヴィヤの名にふさわしい。だが、王子マノーハルがヨーギンの姿をとって愛するマドゥマーラティーを求める旅と、鳥に姿を変えられた王女マドゥマーラティーがマノーハルとの再会を求める旅を、著者が「愛の道」となづけ、夢の中の出会い、別離、再会、別離、再会、結婚、旅立ちまでの過程を、対称的な円環をなしつつもさまざまな角度で対応関係をもつ複雑な構造で描きだす姿は、恋愛物語詩を越えた抽象的な象徴に満ちた精神的叙事詩の名にふさわしい。

マンジャンは、インドのスーフィー教団の中でも、ナータ・ヨーガに通じたシャッターリー教団に属していた。その直接の導師は、自らナータ・ヨーガを実践し、ナータ・ヨーガ文献にも含まれる呼吸を観察する占術法や座法、タントラの女神の勧請法などを含む『甘露の水瓶（アムリタクンダ）』と題されるインドの言語で著されたという文献のアラビア語・ペルシア語訳である『生命の水槽（ハウドウル・ハヤート）』を、『生命の海（バフル・ハヤート）』と題して重訳したムハンマド・ガウス・グワリーアリーであった。マンジャンは、神の本質そのものであった自己が現象世界に下降し、「愛」の姿で世界に顕現している神の本質に出会い、再び上昇して自らの起源に戻る

っていくというシャッターリー教団の修道論をこの精神的叙事詩に描いた。

それを支えるイメージは、『生命の海』の枠物語として用いられた新約聖書の外典の一つ『トマス行伝』に含まれる『真珠の歌』と、中世イランの哲学者で照明学派の始祖、シハーブッディーン・スフラワルディー・アル・マクトゥールによる『愛の真実に関する論攷』のシンボリズムにある。マンジャンの「別離こそが人間の唯一の希望である」ということばには、人間が自己の起源への帰還を目指すことが自己を知ることであり、「自己を知るものは神を知る」というスーフィーの言葉に象徴される人間の救済を見出すことができる。それこそが、ナータ・ヨーガの目指す、サハジャ（最高實在）へのラヤ（消融）であり、聖典や論書からは学ぶことのできない実践により得られる叡智であった。

イスラーム的自然法論の意義と問題点

浜本 一典

自然法をめぐる議論は古代ギリシアで始まり、変遷しつつ今日まで続いている。伝統的な理解によれば、自然法とは、人間の自然的本性に合致し、普遍的妥当性を有する法であり、理性によって経験的に認識される。このような自然法の概念は一見、シャリーアという啓示法を擁するイスラームには馴染まないように思える。にもかかわらず、シャリーアと自然法的一致

を肯定する見方も存在し、次第に有力となりつつある。だが、そのような見方は本当に成り立つのか。また、いかなる目的で主張されているのか。本発表では、考察の対象をムスリムの学者による自然法論に絞り、その意義と問題点を検討する。

ムスリムの自然法論者の多くは、その根拠として、イスラームが人間の本性（フィトラ）に合致した教えであることを挙げる。クルアーンには、「あなたの顔をこの教えにしつかりと向けよ。（アッラーが）人々に与えたアッラーの本性を（守れ）」（三〇章三〇節）とある。また預言者ムハンマドは、「すべての赤ん坊は本性の上に生まれる。彼の両親が彼をユダヤ教徒やキリスト教徒やマジ教徒にするのである」と言った。このことに基づき、シャリーアが自然法に一致すると主張される。

もつとも、イスラームが人間の本性に合致した教えであるからといって、自然法という概念を持ち出す必要は必ずしもない。実際、イスラームの教えと人間の本性との密接な関係を強調する一方で、シャリーアを自然法と同視することを拒む者も少なくない。それでも自然法論が存在するのは、イスラームにおける人権尊重、異文化との共存可能性、啓示解釈の可変性などを訴える際に、西洋と同じ用語を使うことによって彼我の異同を鮮明に示したいと考えられたからであろう。

だが、一口にムスリムによる自然法論といっても、シャリーアと自然法の関係をどう見るかは論者によって異なる。例えばエッザティは、シーア派・親ムウタズィラ派の立場に立ち、啓示と理性の一致を主張する一方、法的事項に関する啓示の權威を認め、ただ啓示が沈黙している場合に限って理性の働きに頼

る。つまり、エッザティの自然法論においては、クルアーンとハディースこそが自然法の最も重要な法源であり、理性はそれらを補う役割を担うに過ぎない。このような自然法論は、伝統的なイスラーム法学とは親和的であるが、理性への信賴が限定的である点で西洋の自然法論とは別物であることに注意を要する。

これに対し、シャリーアと西洋的な自然法との類似性を強調するものもある。マフマサーニーは、シャリーアの規定をイバードート（神への儀礼に関する規定）とムアーマラート（人間同士の間を律する規定）に区分する。その上でムアーマラートを、解釈が状況によって左右される個別的規定と、普遍的に妥当する包括的規定・原則とに区別し、後者は啓示がなくても理性によって認識でき、古代ギリシア以来の自然法にも共通して含まれると言う。これによれば、ムアーマラートの規定のうち、常に適用されるのは理性によって普遍性を認められたものだけであり、そうでない部分は理性により状況に合わせて解釈されるから、ムアーマラート全体が理性の要求に従うことになる。このような自然法論は、イスラーム法学の変革を進めるには都合の良い理論であるが、反面、場当たりの解釈の正当化に用いられる虞もある。